

平成 28 年 2 月 1 日

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の
運用（請負工事）に係る特例措置について

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）は、平成 27 年 2 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で約 7 % 上昇しています。

については、建設事業者において、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 28 年 1 月 20 日付け国土入企第 12 号）の趣旨を踏まえて適切に対応されるよう、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第 58 条（契約保証金を免除したものについては、建設工事請負契約書第 57 条）に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 契約締結日が平成 28 年 2 月 1 日以降の工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、本通知日の翌日から起算して工期の末日までの期間が 25 日間以上あるものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 契約締結日が平成 28 年 1 月 31 日以前の工事のうち、平成 28 年 2 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（契約保証金を免除したものについては、建設工事請負契約書第 24 条第 6 項）の規定を準用するものとする。（インフレスライド条項の準用）
- (3) 契約締結日が平成 28 年 1 月 31 日以前の工事のうち、平成 28 年 2 月 1 日において工期の始期が到来しているものについては、建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（契約保証金を免除したものについては、建設工事請負契約書第 24 条第 6 項）の規定によるも

のとする。(インスレスライド条項)

- (4) 本特例措置の運用方法等については、別紙「特例措置の運用について(工事)」によることとし、対象工事の使用人等の賃金引き上げが確認されたものについて適用する。
- (5) 本特例措置の対象となる労務単価の職種は、「平成27年度積算資料の改訂について」(平成28年1月27日付け27高技管第277号)に記載のあるものとする。

特例措置の運用について（工事）

1 特例措置の運用手順

(1) 対象工事の受注者に通知（様式 1）

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者から**様式 1**により通知（電子メール及び書面による。）する。

(2) 特例措置についての通知の受領（様式 1）

通知を受けた受注者は、記名押印のうえ、速やかに受領書を発注者に提出（電子メール及び書面による。）する。

(3) 請負代金額の変更協議の請求（様式 2）

ア 受注者は、特例措置に基づく協議を請求する場合は、発注者に請求書を提出する。

イ 請求期限は、工期の末日から起算して 25 日前、又は平成 28 年 3 月 31 日（木）のい
ずれか早い日までとし、同日までに発注者に必着とする。

(4) 協議開始日の通知（様式 3）

ア 発注者は、受注者の意見を聴いて協議開始日を決定し、(3) の請求書の受理日の翌日から起算して 7 日以内に通知する。

イ 協議開始日は、工期の末日から起算して 16 日前までとする。

ウ やむを得ない事情により、協議日を変更する場合は、発注者から受注者に協議開始日の変更について（**様式 3-1**）を通知する。ただし、変更後の協議開始日についても、工期の末日から起算して 16 日前までとする。

※ 協議開始日は、対象工事の使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。）が概ね決定する時期とする。

(5) 協議資料（様式 4）

受注者は、協議開始日に次の資料を発注者に提出する。

ア 使用人等の一覧表（**様式 4-1**）及び各使用人等の賃金引き上げが確認できる資料

※ 使用人等の一覧表には協議開始日の前日までに対象工事に従事した者を全て記載する。

※ 賃金引き上げが確認できる資料とは、各使用人等の工事着手日の前に支払われた直近の賃金及び工期中に支払われた賃金が確認できる資料とする。

(6) 協議結果の通知（様式 5）

受発注者は、協議開始の翌日から起算して 14 日以内に協議を終了し、発注者はその結果を受注者に通知する。

なお、協議開始日から 14 日以内に協議が成立しない場合、発注者は受注者に協議不成立の通知を行い、特例措置に基づく請負代金額の変更は行わないこととする。

(7) 請負代金額の変更

協議が成立した場合のみ、本特例措置に基づく請負代金額の変更を行う。

なお、変更額の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

様式 1

第 号
平成 年 月 日

受注者 様

高知県知事 尾崎正直

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく請負代金額の変更協議について（通知）

平成 年 月 日に契約を締結した下記の工事については、建設工事請負契約書第 58 条（契約保証金免除については、建設工事請負契約書第 57 条）に基づき、「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」（平成 28 年 2 月 1 日 付け 27 高技管第 279 号）による請負代金額の変更をするための協議を請求することができます。

本特例措置による協議を請求する場合は、工期の末日から起算して 25 日前、又は平成 28 年 3 月 31 日（木）のいずれか早い日までに別紙様式 2 を提出してください。

なお、本特例措置に基づく協議には、当該工事の使用人等の一覧表（様式 4-1）及び各使用人等の賃金引き上げが確認できる資料の提出が必要となります。詳細については、技術管理課ホームページを確認してください。

記

- 1 工事番号 ○○○○第○○号
- 2 工事名 ○○○○工事
- 3 受領書の提出 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載のうえ本様式を電子メール（○○○○○○○@○○○○○）（押印無でも可）で送信するとともに、郵送等により書面（押印入）を提出してください。
- 4 特例措置の詳細（様式等） 高知県土木部技術管理課ホームページ
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>
- 5 問い合わせ先 ○○土木事務所 担当：○○（TEL○○○-○○○-○○○○○）

受 領 書

上記、通知について、受領しました。

平成 年 月 日

住所
会社名
代表者名

様式 2

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく請負代金額の変更協議について（請求）

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 28 年 1 月 20 日付け国土入企第 12 号）の趣旨を踏まえ、下記の工事については、下請け企業と連携し使用人等の賃金引き上げを行いますので、「平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」（平成 28 年 2 月 1 日付け 27 高技管第 279 号）による請負代金額の変更協議について請求します。

記

1 工 事 番 号 ○○○○第○○号

2 工 事 名 ○○○○工事

様式 3

第 号
平成 年 月 日

会社名
代表者名

高知県知事 尾崎正直

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく協議の開始日について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、協議開始日を下記のとおり
定めたので通知します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○○第○○号
- 2 工 事 名 ○○○○工事
- 3 協 議 開 始 日 平成 年 月 日
- 4 提 出 資 料 協議開始日に様式 4、様式 4-1（使用人等の一覧表）及び各使用人等の賃金引き上げが確認できる資料を提出してください。
- 5 留 意 事 項 使用人等の一覧表には、協議開始日の前日までに当該工事に従事した者を全て記載する。
協議開始日から 14 日以内に協議が成立しない場合は、受注者に協議不成立の通知を行い、本特例措置に基づく請負代金額の変更は行わないこととする。

様式 3-1

第 号
平成 年 月 日

会社名
代表者名

高知県知事 尾崎正直 印

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく協議の開始日の変更について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、協議開始日を変更したので
通知します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○○第○○号
- 2 工 事 名 ○○○○工事
- 3 協議開始日（変更前） 平成 年 月 日（平成 年 月 日）

様式 4

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく協議資料について

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、特例措置に基づく請負代金額の変更協議に係る資料を提出します。

なお、この資料の記載事項は事実と相違ありません。

記

使用人等の一覧表（様式 4-1）及び各使用人等の賃金引き上げが確認できる資料

様式 4 - 1

平成 年 月 日

高知県知事 尾崎正直 様

会社名

代表者名

使用人等の一覧表

下記の工事における使用人等の一覧を提出します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○○第○○号
2 工 事 名 ○○○○工事

使用人等一覧

	事業主	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

様式 5

第 号

平成 年 月 日

会社名

代表者名

高知県知事 尾崎正直

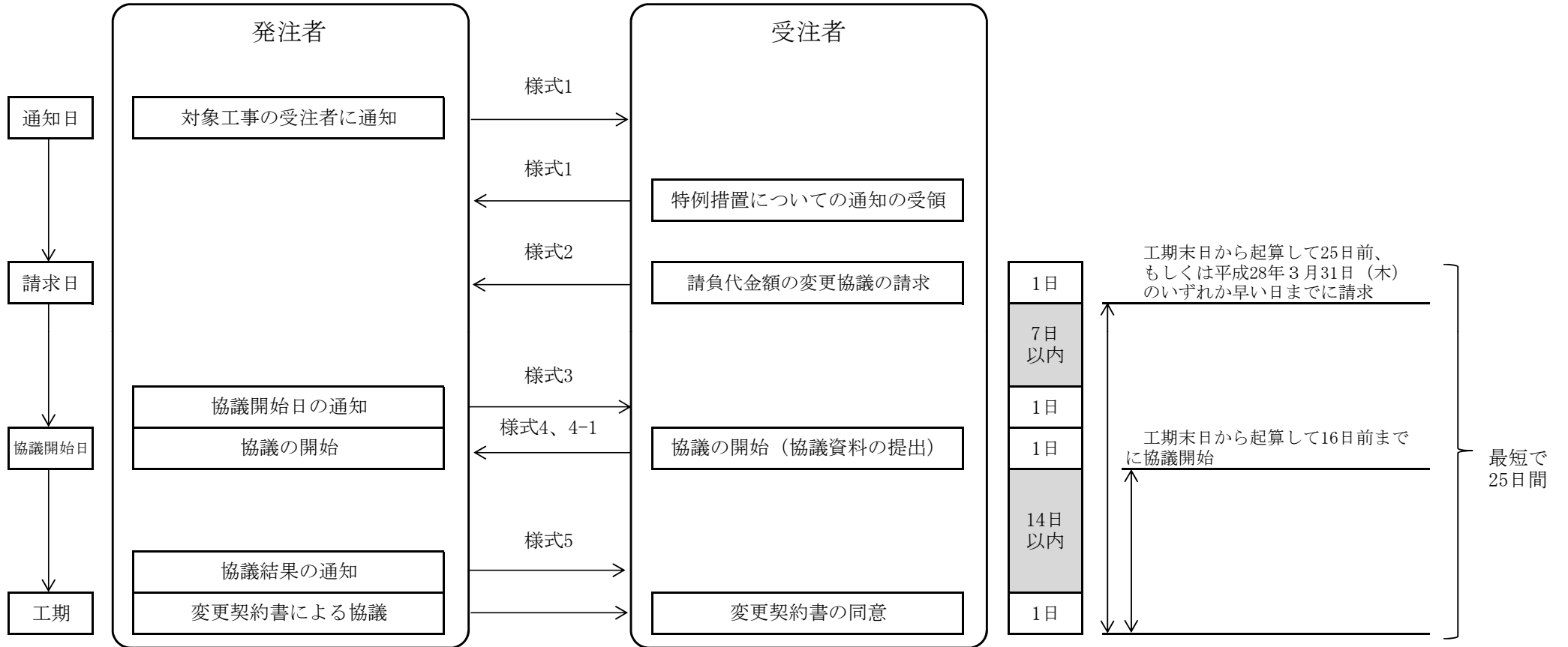
平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく協議結果について（通知）

平成 年 月 日付け請求のあったこのことについて、特例措置に基づく請負代金額の変更をするための協議結果について下記のとおり通知します。

記

- 1 工 事 番 号 ○○○○第○○号
- 2 工 事 名 ○○○○工事
- 3 協 議 結 果 協議成立 ・ 協議不成立
- 4 協議不成立理由
例：賃金引き上げの確認ができなかったため。

【参考】 特例措置の適用に係る手順例



国土入企第12号
平成28年1月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.9%、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では7.8%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で34.7%、被災三県の平均では50.3%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの三度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月、平成26年2月及び平成27年2月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号、平成26年1月30日付け国土入企第28号及び平成27年1月30日付け国土入企第26号）を発出するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添1のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第8条第1項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第8条第2項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1.（1）及び2.から8.まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
- ② 平成28年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等へ加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険へ加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているため、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

るためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。